

事 務 連 絡
平成 23 年 11 月 29 日

関係県教育委員会社会教育施設担当係 御中

文部科学省生涯学習政策局社会教育課

公立社会教育施設災害復旧事業における国庫補助金交付申請書の提出について

平成 23 年 10 月 26 日付け事務連絡「現地調査額と交付申請額に変更が生じた場合の取扱いについて」において、金額の変更にかかる提出書類についてお知らせしたところですが、国庫補助金交付申請書の提出書類について別紙のとおりお知らせいたします。

先般お送りした事務連絡文書の内容を一部補足・修正しておりますので、ご確認いただくとともに、域内の関係市町村への連絡をお願い致します。

【担 当】

社会教育課公民館振興係

電話 03-6734-2974

FAX 03-6734-3718

E-mail:syakai@mext.go.jp

公立社会教育施設災害復旧事業における国庫補助金交付申請書の提出について（案）

1. 提出書類

国庫補助金交付申請書のほか、公立社会教育施設災害復旧費補助金交付申請要領に基づき、以下の書類を提出すること。

なお、ア～エについては、事業計画書に添付したもの（朱書き訂正があった場合は、朱書きのまま）のコピーに代えることができる。

<施設ごとに提出する書類>

ア 災害復旧事業施設別表（別紙1）

イ 国庫補助事業対象工事費積算内訳書（別紙2～5）

ウ 復旧配置図

国庫補助対象とする建物、建物以外の工作物及び土地の復旧箇所、数量を記入すること。

エ 復旧図

設備復旧の場合は、添付を要しない。

オ 特例理由書（別紙6）

カ 契約書本文の写（未契約の場合は、工事施工確約書とする。）

キ 収支予算書の写（当該復旧事業に関する議会の議決した収支予算書の関係部分の写とし、未決の場合は、議決確約書とする。）

<都道府県教育委員会の提出書類>

- ・意見書
- ・算定調書

2. 現地調査額と交付申請額に変更が生じた場合の取扱いについて（補足）

平成23年10月26日付け事務連絡「現地調査額と交付申請額に変更が生じた場合の取扱いについて」について、以下の通り補足・修正します。（補足・修正箇所は二重線にしています。）

（1）国庫補助内定事業の変更報告書の提出

現地調査額と交付申請額に変更が生じた場合は、以下の①もしくは②に従い、別添「国庫補助内定事業の変更報告書」を交付申請書提出時に添付してください。

①入札減や設計変更等による金額の変更

交付申請書提出時に変更報告書（押印有り）を提出

設計変更や入札以外のその他の理由により減額した場合は、変更設計書など変更内容がわかる資料を添付すること。（ただし、事務費（工事費の1%）の削減のみの場合を除く）

②現地調査時に被災箇所が確認できずやむを得ず事業内容を変更する場合や実施設計費等を計上する場合

事前に関係資料（被害写真、被害額の積算根拠や契約書の写など）とともに、変更報告書（押印なし）を提出し、文部科学省と協議後、交付申請書と併せて提出（押印あり）

※ただし、当初決定した復旧工事費の30%を超える場合については、関係財務局等とも協議を行う必要があります。

（2）算定調書の提出（都道府県教育委員会で作成）

（1）と同様に現地調査額と交付申請額に変更が生じた場合は、施設ごとに算定調書を作成し、交付申請書提出時に添付してください。

※ただし、事務費（工事費の1%）のみを減額する場合は、算定調書の提出は必要ありません。

※現地調査時にすべての工事が事前着工済などで交付申請額に変更が生じない場合は、上記（1）と（2）の書類の提出は必要ありません。

3. 提出期間

毎月5日まで提出。翌月初旬に交付決定します。（年度末のスケジュールは別途お知らせします。）